

新宿区教育委員会会議録

平成18年第3回定例会

平成18年3月7日

新宿区教育委員会

## 平成18年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年3月7日(火)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時25分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	櫻 井 美紀子	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	内 藤 頼 誼	委 員	木 島 富士雄
教 育 長	金 子 良 江		

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	鴨 川 邦 洋	教育指導課長	木下川 肇
学校運営課長	杉 原 純	教育環境整備課長	木 村 純 一
生涯学習振興課長	赤 羽 憲 子	生涯学習財団 担当課長	小野寺 孝 次

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教育政策課 管理係主査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第14号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第15号 新宿区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第16号 新宿区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第17号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第18号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第19号 新宿区登録文化財の登録について

### 報告

- 1 平成18年度学校選択制度による中学校補欠登録者の繰上げについて（学校運営課長）
- 2 平成18年度新宿区立小・中学校児童生徒数見込み（学校運営課長）
- 3 平成18年度の給食費（小学校）について（学校運営課長）
- 4 平成18年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 5 新宿区幼児教育のあり方検討会の開催について（教育政策課長）
- 6 その他

開 会

櫻井委員長 ただいまから平成18年新宿区教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いいたします。

議案第14号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第15号 新宿区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則

議案第16号 新宿区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第14号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 議案第15号 新宿区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第3 議案第16号 新宿区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則」は関係する議案ですので、一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

櫻井委員長 では、日程第1 議案第14号、日程第2 議案第15号、日程第3 議案第16号を一括して議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、議案第14号から第16号まで一括して御説明いたします。14号から16号につきましては、地方自治法の改正によりまして、調整手当にかえ、新たに地域手当を導入することに伴いまして、「調整手当」を「地域手当」に改めるものでございます。すべてその関連でございますので、まず議案第14号から御説明をいたします。

議案第14号は、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

議案の方をごらんいただきたいと思います。あわせて議案の概要の方も参考までにごらん

いただければと思います。

鏡を含めて2枚をめくっていただきまして、新旧対照表が出てまいります。この規則の第10条、給与の減額、現行が右、改正案が左にございますが、その第10条4項中、「調整手当」につきまして「地域手当」というふうに改めるものでございます。17条も同じく「調整手当」から「地域手当」に改めるものでございます。

それから、第1号様式のところにアンダーラインが引いてございますが、これにつきましては1枚めくっていただきたいと思います。第1号様式は幼稚園教育職員の職員別の給与簿でございます。もう1枚めくっていただきますと現行のものが出てまいります。上段左側から5つ目ぐらいに調整手当というものがございます。もう1つは、右から上段ちょっと右寄りになりますが、時間外勤務手当というものが出ております。いずれもアンダーラインが付してあります。本来「調整手当」を、改正後、1枚戻っていただきまして、「地域」というふうに改めるものですが、「時間外」も「超過勤務」というふうに改めます。ここは、前に改正になったところですが、この給与簿だけはこういうふうに残っておりましたので、今回あわせて規定整備を行うものでございます。

鏡の方に戻っていただきまして、提案理由でございますが、地方自治法の改正により、調整手当に替え、新たに地域手当を導入することに伴い、「調整手当」を「地域手当」に改めるほか、規定を整備する必要があるためでございます。

続きまして「議案第15号 新宿区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表がございます。第2条の病気等による休職者の給与、この項中、「調整手当」を「地域手当」。第3条の刑事事件による休職者の給与、この3条中、「調整手当」を「地域手当」に改めるものでございます。

鏡に戻っていただきまして、提案理由については、地方自治法の改正により、調整手当に替え、新たに地域手当を導入することに伴い、「調整手当」を「地域手当」に改める必要があるためでございます。

それから議案第16号でございます。新宿区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

これも2枚めくっていただきまして、新旧対照表がございます。これは規則そのものの名称も変更になります。現行にございますように「調整手当」を「地域手当」に関する規則というふうに改めるものでございます。第1条から第4条、それぞれ出てまいります「調整手

当」の文言につきましては「地域手当」というふうに改めるものでございます。

鏡に戻っていただきまして、提案理由については15号と同じものでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

では、「議案第14号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をお願いいたします。

以下もそうですけれども、これは文言の整理で、文言そのものは前に御意見をいただいたこともありますので、よろしいでしょうか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第14号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第15号 新宿区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」についてはいかがでしょうか。

この様式についてもよろしいですね。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第15号 新宿区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第16号 新宿区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則」についてはいかがでございましょう。

これも特にございませんか。

では、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第16号 新宿区幼稚園教育職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

議案第17号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

櫻井委員長では、次に、「日程第4 議案第17号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第17号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」について御説明申し上げます。

これにつきましては、議案概要の方をごらんいただきたいと思います。

現在、男女共同参画推進センターにおきまして、新宿区立図書館の図書資料の個人貸出しを男女共同参画推進センターの職員に補助執行させているところでございますが、今回、図書館システムを利用した図書館の視聴覚資料の個人貸出しを追加して実施するために、補助執行につきまして追加をいたしますので、規則の一部を改正するものでございます。

議案の方は1枚めくっていただきたいと思います。

第3条の補助執行事務につきまして、表がでございます。右側が現行で左側が改正案でございます。改正案の方の3番、図書及び視聴覚資料、それから括弧書き、アンダーラインが続いている分について追加をいたすものでございます。

議案の鏡の方に戻っていただきまして提案理由でございますが、男女共同参画推進センターにおいて、図書資料の貸出しに加えて、図書館システムを利用した図書館の視聴覚資料の個人貸出しを実施するため、補助執行させている事務を改める必要があるためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御意見、御質問をお願いします。

何かございませんか。これも問題ございませんか。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 これは、視聴覚資料の扱いを明文化したということで、これで結構じゃないでしょうか。

櫻井委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

では、「議案第17号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

議案第18号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

櫻井委員長では、次に、「日程第5 議案第18号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第18号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について御説明をいたします。

議案の概要の方をごらんいただきたいと思います。一番下でございます。

今回、区立学校の管理運営に関する規則の一部改正につきましては、平成18年度から開始いたします「確かな学力の育成」への取り組みの一環として、区立小・中学校及び養護学校の年間授業日数の拡充を行うため、学期及び夏季休業日を改めるものでございます。

改正内容といたしまして、学期の改正につきましては、1学期が、右側の現行4月1日から8月31日までを、4月1日から8月24日。第2学期を、現行9月1日から12月31日を、8月25日から12月31日へ。1枚めくっていただきまして、2点目は、夏季休業日の改正でございます。現在7月21日から8月31日が夏季休業日になっておりますが、これを7月21日から8月24日に改めるものでございます。3点目は、上記の学期、夏季休業日の改正規定につきましては、区立幼稚園にも規則上準用されることになっておりますので、改正前の学期、夏季休業日の期間に読みかえて準用する。すなわち、幼稚園には適用されないということで、改正前の学期の日程、あるいは夏季休業日の期間に読みかえて準用するというものでございます。

議案の方は、ごらんいただきたいと思います。2枚めくっていただきまして、第3条に学期の定めがございます。ごらんとおり、第1学期と第2学期についてアンダーラインのとおり、変更するものです。それから第3条の2は、休業日について定めております。(1)の方の夏季休業日について、ごらんとおり改めるものでございます。第25条は幼稚園への準用規定を定めておりますので、そこはさっき御説明したとおり、現行の日にちに読みかえる規定になっております。

鏡の方に戻っていただきまして、提案理由でございますが、平成18年度から開始する「確かな学力の育成」への取組みの一環として、区立小学校、中学校及び養護学校の年間授業日



数の拡充を行うため、学期及び夏季休業日を改める必要があるためでございます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御意見、御質問をお願いいたします。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 これは、先に教育委員会で議決した「確かな学力の育成」のための方策の実施のために必要な規則改正であって、これはこのとおりで結構だと思います、

ただ、この「確かな学力の育成」の三本柱でありますけれども、これの実施については、これから教育委員会として全力を挙げてといいますか、確かに「確かな学力の育成」につながるよう努力していかなければならないと思います。

それに関連して、特にこの夏休みの短縮については、反対の陳情なども来ているわけですが、教育委員会では十分に審議をし、また審議会の意見を求めるなど、適正な手続を踏んできたと思いますが、一般には11月25日付の広報で初めて知ったという方が多くて。確かにこういう学校運営の大きなといいますか、児童生徒に影響のある改革というものは、もう少し前から一般にわかっていたらいい、そういった意味でPRの期間と言ってもいいし、あるいはさらに広く意見を求める時間的な余裕というものをおいた方がよかったというふうに思います。

だから、これはこれからの教育委員会の施策の決定に当たって、我々が心すべきことであるろうと。それだけ、ちょっと意見として申し上げます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

私も、周知に関して、多少皆様の誤解を受けるようなしこり、問題もあったかなという気がいたしますので、こういう点についての今後の心構えといいますか、そういう点はいかがでしょう。どのようにお考えでしょうか。

教育指導課長 ただいまご指摘をいただきました反省点については、そのとおりであろうと私も受けとめてございます。特に、陳情の寄せられるような御意見の中には、あり方検討会の持ち方などに、担当事務局とすれば誤解されている部分もありますが、その誤解が出たということは、やはりその周知期間の短さであるとか、私どもは新宿区の子どものためには早急に取り組むべき問題ということで、スピード感を持って行いたいという熱意で臨んだというつもりではありましたが、やはり一般の方々からすれば、いささか周知についてもPR期間についても十分ではなかったと。この反省を生かしていかなければならないと思っ

でございます。

一つには、今年度中に、各保護者の方々に新年度に向けての取り組みの概要をお知らせするとともに、さらに新学期になりましたら、子どもとその保護者の方々にも十分今回のねらいが御理解いただけるような丁寧につくったパンフレットをお配りして、学級指導や保護者会等で十分に活用していただいて、その意義あるところを御理解いただきたい。そして、これまでもこの反省に基づきまして、保護者や子どもたちの意識調査等をしっかりと行って、この取り組むものは、きちっと子どもたちのためになっているのかという検証を行っていくということで、御理解を賜りたいというふうに思っております。

実は、これは全くたまたまなのですが、18年度の取り組みについてということで、区内の小学校長が3月15日付で配る保護者向けのものでございますけれども、それをたまたま私のところに丁寧な形で送ってきていただきました。そこには既に、18年度は2学期から1週間ほど早まることとか、そしてそれがどういうことで取り組むのかというようなことが説明されているんですけども、特に、「年間を通じて充実した教育活動が実施できるような確かな学力につながるような施策を行うので、学校としても」、ここからなのですが、「家庭訪問や学年遠足を復活させたり、全学年の算数科で少人数指導を行っていく」とか、非常に具体的な形で、学校が既に取り組んでくれているわけです。

しかしながら、繰り返しになりますけれども、保護者の方には十分周知されていない部分を各校の校長がこのように努力しているという、そういうことも含めまして、反省すべき点は反省して、この取り組みがしっかりと根づいていくように頑張っていきたい。その一つの始まりとして、小学校では既にこのように手ごたえをもって取り組んでおりますので、それにもこたえていきたいという気持ちでございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

今回に限らず、教育委員会の熱意が一人歩きして、受ける側の喜びというかありがたみが皆に浸透しなくては何もならないわけなので、その辺のところを、今後ともよろしく願いしたいと思います。

ほかに御意見、御質問ございませんか。よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第18号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

#### 議案第19号 新宿区登録文化財の登録について

櫻井委員長 次に、「日程第6 議案第19号 新宿区登録文化財の登録について」を議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、「議案第19号 新宿区登録文化財の登録について」御説明申し上げます。

1枚めくっていただきたいと思います。それから、あわせて写真が資料としてついてるかと思えます。こちらの方もごらんいただきながら説明をお聞きいただければと思います。

今回文化財登録候補の物件でございますが、いずれも梵鐘で3点ございます。1点目は宗教法人西迎寺の梵鐘。それから宗教法人浄栄寺。裏面にまいりまして宗教法人善慶寺。それぞれ梵鐘1口ずつでございます。

この件に関しましては、12月2日の教育委員会定例会で生涯学習振興課長の方から文化財保護審議会の方に諮問をいたしますという御報告をした中の、5件中3点でございます。3件につきまして議案の上の方に書いてございますが、教育委員会の諮問といたしまして、平成17年12月17日に文化財保護審議会に諮問をいたしまして、同日答申を受けております。そのうちの3点でございます。

それでは、物件説明、あるいは登録理由がございまして、ちょっと長くなりますので、私の方からかいつまんで御説明をしたいと思います。

近年の文化財確認調査によりまして、これまで発見されてこなかった梵鐘が見つかっております。詳細調査を実施したところ、文化財としても貴重なものがありましたので、このたび文化財として登録を行うものでございます。

現在、新宿区内にございます江戸時代の梵鐘は、全部で13口現存しています。区内には江戸時代より多くの寺院がありまして、かつては梵鐘の数も多かったと推測されていますが、明治維新以降、寺院が廃寺になったり、太平洋戦争には全国の梵鐘が金属供出されたことで、現存する数はわずかとなっております。

区では、梵鐘につきまして、既に2口の指定文化財がございまして、1つは、誓閑寺の梵鐘でございます。これは区内最古の梵鐘ということでございます。それから天龍寺の時の鐘。

これは時の鐘として知られまして、「江戸三鐘」の1つとして有名なものでございます。また、そのほか3口の登録文化財がございます。亮朝院の梵鐘。それから正受院の梵鐘、寶泉寺の梵鐘ということでございます。

今回の登録物件の説明でございますが、まず西迎寺の梵鐘でございます。資料の方にもございますように貞享3年（1686年）に鑄造されたものでございます。これは区内で2番目に古い梵鐘で、鑄物師が椎名伊豫守良寛ということで、寄進者は伏見勘七郎為智ということでございます。これは、区の指定文化財でございます。写真の下の方に出ておりますが「阿弥陀如来坐像」のものと同一人物が鑄造しております。「阿弥陀如来坐像」が完成する8年前に、既にこの梵鐘につきましては鑄造されておまして、銘文から寺の歴史、梵鐘の鑄造の由来を知ることができます。

それから浄栄寺の梵鐘でございます。資料の方は1枚おめくりいただきまして、元禄9年（1696年）に鑄造されたものです。区内で3番目に古い梵鐘で、区内最古の、先ほど御紹介いたしました誓閑寺の梵鐘を鑄造した鑄物師と同一の鑄物師で、西嶋伊賀守藤原兼長という人が鑄造したものでございます。銘文から、寺の住持や歴史を知ることができるということでございます。

それから3点目は、善慶寺の梵鐘。元文4年（1739年）の鑄造でございます。区内で9番目に古い梵鐘で、当時の江戸の代表的な鑄物師の一人、そこに記載がございますように大田近江大掾藤原政次の作ということになっております。梵鐘の竜頭の方、中段の写真に出ておりますが、これらに技術的な特徴があらわれていると言われております。

それぞれ区内に少ない江戸時代の梵鐘でございますが、梵鐘としての出来もよく、当時の江戸鑄物師の技術的な特徴をよく示しております。また、各梵鐘には寺の歴史、梵鐘鑄造の経緯などが刻まれており、史料的な価値も高いと評価されています。

江戸時代の梵鐘は、太平洋戦争中の金属供出により現存数が少なく、各梵鐘は江戸鑄物師の作風、鑄造技術を知る上でも貴重なものです。

なお、今まで御説明した指定文化財の2口、それから既に3つの登録文化財というものがございます。これを合わせて5つ。今回3つが登録候補物件になっております。13のうちの8つで、残り5口の梵鐘につきましては、既に3口につきましては文化財保護審議会から登録の答申を得ておりますが、所有している寺院の本堂等の建てかえがございまして、数年後に改めて登録に同意したいとの申し出がございました。最後の残り2口につきましては、詳細調査を行い、改めて審議会の答申を得る予定でございます。今回はまだ登録に至っており

ませんが、工事や詳細調査終了後、改めて登録を付議する予定でございます。

議案の鏡に戻っていただきまして、提案理由でございます。新宿区文化財保護審議会の答申に基づき、文化財の登録をする必要があるためでございます。

以上です。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。御意見、御質問をお願いいたします。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 資料の1番目にある西迎寺の梵鐘は、お寺の庭だと思いますが、そこにこう置いてある。保存状態とかそういった点は、こういう状態で大丈夫なんでしょうか。

生涯学習振興課長 これは推測ですけども、明治維新当時に鐘楼がなくなって、以後このような状態であったのではないかとおぼれております。鐘楼があれば、雨風をある程度はしのげますけれども、このような状態では、鐘楼がある場合に比べれば厳しい環境ではあるということとは言えると思います。

大丈夫なのかどうかということでございますけれども、写真の資料の右下にございます「阿弥陀如来坐像」は、同じ制作者、寄進者なわけですけども、ずっとこのような状態として野仏として存在してきたということで、まあもつのかなと思っています。

なお、境内の茂みの中にあるこの景観自体は、何となくマッチして、なかなか雰囲気があるというふうに学芸員から聞いております。

内藤委員 わかりました。

櫻井委員長 地に落ちた梵鐘というのも、ちょっとなんか。つり下げられてこそと思いますけれども、まあこれも一興なのかもわかりませんね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第19号 新宿区登録文化財の登録について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 2 平成 18 年度新宿区立小・中学校児童生徒数見込み

報告 3 平成 18 年度の給食費（小学校）について

報告 4 平成 18 年第 1 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

報告 5 新宿区幼児教育のあり方検討会の開催について

報告 6 その他

櫻井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 から報告 5 までについて一括して説明を受け、質疑を行います。では、事務局から説明をお願いいたします。

学校運営課長。

学校運営課長 それでは報告 1、18年度学校選択制度による中学校補欠登録者の繰上げについてを御説明いたします。

資料の表は、抽選を行った牛込第三中学校と西早稲田中学校の定員と上限数、それと2月28日現在の入学予定者数、補欠登録者数及び繰上者数でございます。両中学校とも、上限を超えての申し込みがありましたので抽選をしましたが、その後、私立中学への進学者等がかなり出ましたので、Cの今現在把握しておりました入学予定者数については、抽選終了後から大分減ってございます。そこで、補欠登録者の状況ですが、文中中段（3）の各校別の繰上げについて書いてございますが、牛込第三中学校の方は、抽選時23名の補欠待ちの方がいましたが、この中からも6名が取り下げ、私立進学者2名があり、現在15名でございます。Cの78名に足し込んでも受入上限数を下回っておりますので、15名全員を繰り上げといたします。

続きまして西早稲田中学校ですが、抽選時20名の補欠待ちの方がいたんですけども、そのうち7名が私立中への進学であり、13名に減っております。現在の入学予定者数は140名でございます。この13を足し込むと受入上限数を超えるのですが、この140名のうちには、さらなる他校進学者が潜在的に何人かいると見込まれておりますので、西早稲田中についても13名を全員繰り上げといたします。

その後の対応ですが、西早稲田中の方では、指定校変更の許可や第2次の学校選択の受付は原則行わない考えでございますが、指定校変更の内容を見て、恐らくゼロではなくある程度は大丈夫かもしれないとも踏んでおります。牛込第三中学校の方は、上限数に近い数にはございますが、転入者等の動向を判断しまして慎重に対応いたします。

繰り上げは2月28日に行っております。

引き続き、平成18年度新宿区立小・中学校児童生徒数の見込みについて御報告をいたします。

18年2月1日現在の推計数でございますが、小学校は全校の児童数が合計で8,075名の見込み。前年同期、同じく見込みの数同士で比較しますと、昨年よりも67名ふえております。学級数の方は275学級で、前年のこの時期と全く同じ学級数でございます。ちなみに1年生の数が、昨年のこの時期よりも110名ふえております。1年生の学級数も2つふえております。

中学校の方ですが、生徒数が2,848名の見込みで、昨年と比較しますと14名減になっております。学級数の方も2学級の減でございます。1年生の953名の見込みは、昨年よりも80名多いのですが、今後私立中学校の動向によっては、またここから数字が減る可能性もございます。

日本語学級の方ですが、前年のこの時期よりも6名ふえて40名の見込みでございます。

注釈に書いております と は学級維持制度の適用でございまして、濃い目の網掛けが出ております愛日小の2年生と、西新宿小の新6年生につきましては、確定の申請をしております。いずれも、愛日小の新2年生が40名、西新宿小の新6年生が40名と、1学級の定員いっぱいの数字に落ちておりますが、2学級の編制をいたします。薄い方の網掛けは、人数の動向を見て仮申請を行っている段階でございますが、この仮申請の状態でも余裕のあるところもあれば、落合第三小学校のように既に80名を割り込んでいるところ、新6年生ですね、80名を割り込んでいるところは確定申請にかわっていく見込みでございます。こちらが6クラスでございます。

そのほか特徴的なことを申し上げますと、小学校の新1年生は、上から2番目の江戸川小学校と上から8番目の富久小学校で、いずれも10人を割った数字が出ております。中学校の方では、11番目の西戸山第二中学校が13名と、非常に少ない数字が出ております。

学級数の方で特徴的なことを申し上げますと、新2年生において、今年度の5月に編制した学級数から3学級ふえる見込みでございます。3番目の市谷小学校の新2年生は、現在の1年生が80名を超えていてぎりぎりだったのですが、時期も4月に入ってから80名突破でございましたので2学級で運営しましたが、80名を下回る見込みがございませんので、2年生の際に3学級にすると。それから17番の戸山小学校と18番の戸塚第一小学校、いずれも80名を超えてきましたので、2学級を3学級へとふやしていきます。

以上で、18年度の区立小・中学校等の児童生徒数の見込みについては報告を終わります。

3番目の報告で、小学校の学校給食費についてでございます。

こちらは、学校長から保護者各位にあてたお知らせを資料に添えておりますが、先月、小学校長会の方での協議が整って、教育委員会の方に依頼がありました学校給食費の値上げについて承認をしましたので、こういう文書を各学校から保護者の方にお出しします。

内容でございますが、新宿区の小学校の給食費は平成10年4月に改訂されて、既に8年が経過しております。この間に、学校給食に欠かせない牛乳が段階的に値上げとなっており、特に大手業者の撤退もありまして、既に1本当たり5円値上げされております。今後も3円の値上げが見込まれております。それだけで8円の値上げがございますので、栄養士、調理師などの関係者が献立の工夫をしてきましたが、いよいよ限界となっております。

あわせて平成18年度より、年間授業日数確保のために2学期が5日間ふえ、これにともなって給食回数も5回の増加となる見込みでございます。給食費は現在小学校では、月額で徴しておりますが、この月額といいますのは年間の総額を11カ月で除したものでございます。従来低学年は、ここに書いておりませんが3,800円でした。そこを220円上げております。中学年の方は4,050円でした。これを4,280円といたします。高学年は4,250円だったものを4,540円といたします。

それぞれの単価でございますが、低学年は1食当たり220円の計算を10円の値上げ。中学年も235円から10円、同額でございます。高学年も250円を260円と、いずれも牛乳を中心に10円ずつの値上げといたします。

なお、中学校の方は1食300円の単価制でございますので、食べた回数により徴収します。このために、年間授業日数及び給食回数の増によっては、何らの変更もございません。牛乳等の値上げについては、中学校の方は平成15年度に1カ月の月額制から単価制にかわっておりますが、このときに単価295円を300円に改訂しておりますので、そこで吸収して、中学の方では給食費に変更はございません。

以上、大変雑駁ですが、報告1から3まででございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、次長、お願いいたします。

次長 第1回新宿区議会定例会における代表質問、一般質問の要旨と答弁について、できるだけ簡潔に御説明させていただきます。

今現在、予算特別委員会の審議が行われておりまして、教育費の審議はまだこれからでござ



ございますけれども、代表質問、一般質問は既に終わっておりますので、確かな学力のこととか、いろいろ聞かれております。

1ページでございますが、社会新宿区議会議員団。年度当初における教育委員会の方針説明についてということで、これは前からのこの会派の主張なんですけれども、第1回区議会定例会は区長の所信表明があるわけですが、そのときに区長とは別に、教育委員会は独立した行政機関でございますので、教育委員会の方からも基本方針の説明などがあっていいのではないかというような趣旨の御質問です。

答弁でございますが、そこに記載のとおりなんですけれども、教育委員会は中立性・安定性を確保する観点から、独立した執行機関ではあるが、地方公共団体を構成している執行機関の一つでもあり、地方公共団体としての調和と一体性のある運営が求められていることから、教育の基本方針に基づく重点施策についても、区長の所信表明の中で説明していますと。なお、教育目標や基本方針については、これまで以上に周知徹底を図る必要があると認識している。18年度はパンフレットに基本方針の概要と重点施策をあわせて掲載し、さらにわかりやすく改善していきます。あと、教育委員会と区民との対話など、直接説明する機会についても検討してまいります。それともう1つ、広報誌「しんじゅくの教育」ですけれども、今まで年3回だったんですが、年4回に18年度はふやしますと。こういうことをお答えしております。

次にパブリックコメント制度と夏休み短縮問題についてということで、これは中段以下が答弁でございますが、パブリックコメントにおいては、夏休み短縮は学力向上に結びつくのかという疑問や、土曜日授業の実施等の別の方策を選択すべきではないのかという意見が少なからず寄せられたわけです。これは教育委員会が考える公教育のビジョンや「確かな学力の育成」への取り組みの位置づけが、必ずしも十分に伝わっていなかったためと思われるが、さまざまな機会を通じて、関係者の理解は徐々に深まっていると考えているというふうに答えています。

下の部分ですけれども、この取り組みに当たっては、子どもの学ぶ意欲を大切にする指導や個に応じたきめ細かな指導を、学校がゆとりを持って行うことが大切であると考えている。そのための1つに夏休みの短縮がある。学校がゆとりを持って教育活動を行うためには、増加した日数をもとに1年間のカリキュラムを見直し、教育活動全体をとおして進めることが重要である。増加した5日以上の価値を引き出すことにもつながると考えている。

それと、その次に、区費派遣講師による人的支援、教員の指導力向上のための支援の2つ

の施策とあわせ、総合的に取り組むことが不可欠であるというふうに答えました。

その後、最後のところですが、今回の取り組みをよりよく理解していただくため、取り組みの位置づけや具体的な内容についてわかりやすく記述したパンフレットを作成し、子どもたちや保護者・地域に説明し、理解を図っていく。先ほど教育指導課長が御答弁申し上げたのと同様の趣旨のことを、本会議でも答弁させていただいております。

次に、日本共産党新宿区議会議員団。教育行政のあり方について。これもパブリックコメント、それと子どもの意見という部分で、子どもの権利条約のことについて聞かれています。それと西戸山中と西戸山二中の統廃合問題について。

教育長の答弁でございますけれども、下から何行かのところなんです、パブリックコメント期間中に、子どもたちに、この取り組みの趣旨とパブリックコメント制度を初めとした自分たちが意見を述べる場があることを学校に説明するように、こういう依頼を、学校に現にしたわけでございまして、そういうことをお答えしています。

それと、これは西戸山中と西戸山二中の統廃合についてなんですが、今回の計画案の説明が学校選択の後になってしまったことについては、区立中学校入学予定の児童・保護者あてに、おわびと指定校変更の弾力的な運用による対応について通知し、区報掲載等もいたしました。そういうことをしました。3ページでございますけれども、今回の計画案については、対象2中学校及び通学区域内4小学校の保護者との話し合いを重ねることで、大方の皆様の御理解をいただくことができたと考えている。

それと、協議の中で、今子どもの安全、安心について世情では随分言われておりますので、その御指摘が多かったわけです。安全に関する専門部会、こういったものも今後発足させると。発足させるというのは、その下に書いてありますけれども、対象2中学校の統合合意をいただく段取りになっているわけですが、その後統合協議会を改めて設置いたしまして、学校、保護者、地域の皆様と統合に関するさまざまな事項を今回の協議の中で、考え方や計画案については御理解をいただいたというふうに考えていますけれども、統合協議会で改めてそれについて御協議いただいて、御賛同いただけるようにというようなことで進めていきたいというふうに思っております。

それと、今後学校適正配置を進めるに当たっては、できるだけ早い段階から地域における学校のあり方を検討する場を設けるなど、そういうことをしていきますというようなことを申し上げました。

次に、17年度施設活用検討会報告についてということで一般質問がありまして、これは何

をお聞きになっているのかということ、西戸山の社教会館分館というものがあるんですが、それが保育園と児童館とことぶき館と一体となった老朽化した施設なんですけれども、その施設の廃止をめぐる、その中に西戸山社教会館の分館、小さな施設なんですけれども、それが入っておりますので、それについての教育委員会への御質問です。西戸山社教会館分館の閉館後、利用団体は戸山社教等に活動場所を変えねばならないけれどもどうなんだというような御質問です。

答えといたしまして、西戸山社教会館分館では、現在13団体が利用登録をしていると。他の社会教育会館等に活動場所を変えることにより、利用者の利便性にはそれほど影響がない。というのは、この分館というのはかなり特徴的な館でして、編み機がたくさん置いてあるんです。編み物の編み機です。ここを利用されているグループというのは、要するに編み機のグループなんです、ほとんど。そういう特徴的な館なものですから、必ずしも近隣の方が御利用になるという性格の館ではありませんで、かなり居住地等については分散しています。区外から来られている方もたくさんいらっしゃるということで、場所的に言うと、必ずしもここにある必然性が高いというわけでもない。そういうことをとらえて、利便性にはそれほど影響はないというふうに申し上げているわけですし、他の社教会館に備品を移すことになっておりますので、そちらの方で引き続き活動できるようにしていくと。西戸山社教会館分館を現在の場所に残す必要はないものと考えているというふうに答えております。

先ほど、冒頭、保育園とかいろいろ申し上げましたけれども、この話は非常に地域の保育園とかが絡んでいまして、保育園の建てかえの問題と、ことぶき館の改築の問題と、児童施設をどこかに移すか、この近隣全体のいろいろ配置が絡んでまいりますので、一口で説明できないぐらいにややこしい地域なんですけれども、教育委員会が所管しているのは、その中で社教会館の分館だということで、一連の質疑の中でその部分について答えたというものでございます。

3ページの中から下なんですけれども、新宿区議会公明党。学童クラブと児童の居場所づくりについてということで、放課後の子どもの居場所として学校施設を活用した学童クラブの機能をあわせ持つ全児童対策の実施を具体的に検討することが必要ではないかというような御質問です。

答えですけれども、教育委員会では子どもの健全育成を支援するため、安全な施設である学校を活用した小・中学生を対象とした、放課後や土・日曜日の子どもの居場所づくり事業を行ってきた。こうした中、他区で行われている学校施設を活用した放課後事業についても、

児童健全育成のための有効な策の一つと考える。区長部局を含めたさまざまな子どもの居場所事業を踏まえ、総合的に検討していく必要があると考えている。今後は、学校教育との調和を図りつつ、学校現場の意見や学校施設の有効活用を踏まえ、区長部局と検討をしていくと。

「全児童対策」という言葉が使われていますけれども、その概念自体がまだよくわかっていない部分もあるんですが、要は、この間も戸塚第二小学校に学校内学童クラブを設置する話がございましたけれども、そういったことを含めて全児童対策ということで聞かれているということでございます。

4 ページですが、「確かな学力の育成」について。教育委員会の目指す「確かな学力」と「学力向上」の学力の違いとは。現状における新宿区の子どもたちの学力について、どのように認識しているのか。

これにつきましては、真ん中辺に答えが書いてあるんですけれども、教育委員会として用いる「学力」は、「知識技能に加え、思考力・判断力・表現力などまでを含む、学ぶ意欲を重視した、これからの子どもたちに求められる学力」である。一般的な議論の中での「学力向上」は、「学力」を知識・理解ばかりに重きを置いた場合があるが、私どもの目指す「学力向上」は、「確かな学力」の育成を指していると。それで、学校訪問や研究発表会等で子供の姿を見ると、課題解決能力、表現力、学び方や学ぶ意欲の向上等において、確かな育ちがあると実感している、こういうふうに答えています。

それともう1つ、読書推進のことについて聞かれています。読書推進と情操教育の向上とか教員の授業力向上について聞かれています。

下の(4)のところなんですけれども、読書は国語力を育成し、豊かな心情などの生きる力や人生の楽しみのもとになると考える。そこで教育委員会では、平成18年度より、新宿区教育委員会の教育目標を達成するための基本方針に、新たに「学校教育における読書活動の充実」の項目を加え、重点的に取り組むというふうに答えました。

5 ページでございますけれども、そこに図書館のことについても触れています。新しく開設されるこども図書館の利用や、学校に本を150冊まで車で運搬する団体貸し出しの利用など、学校図書館と区立図書館の連携を強化していくと。それと、18年度事業として、保育センターで3～4カ月の健康診査の際に、学校図書館のボランティアである保護者が読み聞かせを行う、いわゆる「ブックスタート」というものなんですけれども、そういう事業を始めます。家庭での読書活動の啓発に、保護者が参加する事業も展開する予定であると。

それと、「教え上手な先生あり方検討会」においては、子どもの確かな学力を育成する授業のあり方についても検討しています。教え上手なあり方検討会についてなんですが、この答弁の最後なんですけれども、今年度中に中間報告を行い、さらに来年度も研究・検討を継続し、18年度末に最終報告を行う予定です。この中で、教え上手な先生あり方検討の本線的な部分について、現在も精力的に協議していただいておりますので、それについて、18年度末に改めて報告を出していただくという予定であります。

自由民主党新宿区議会議員団。生涯スポーツについてということで、「新宿区における総合型地域スポーツクラブ創設に向けて」という社教委員の会の提言があったわけなんですけれども、その14年度の提言以降、どういう対応をしてきたのかという御質問です。

5 ページの下の方に書いてありますけれども、学校を拠点とした総合型地域スポーツ・文化クラブの設立に向けた布石事業として、平成14年度からスポーツ交流会を各地区で立ち上げ、平成16年度実績で区内10地区 8 組織であったが、現在では、区内10地区 9 組織においてスポーツ交流会が実施されているというふうに答えています。

それと、6 ページ目でございますけれども、上から 3 行目ですが、18年度から19年度にかけて、学校を拠点として活動しているスポーツ交流会、小学校校庭開放、子どもの居場所づくり等の類似事業の統合や、学校施設開放運営委員会等の既存組織・団体の連携・融合を進め、地域の貴重な資源である学校を、新たな学習・スポーツニーズにも対応できるようにするための仕組みを構築したいと考えている。総合型のスポーツ・文化クラブにつきましては、モデル地区を選出し、19年度までに実現を図っていくというふうに答えています。

6 ページ目の中段以降ですけれども、一般質問で、体験的学習と公園の活用についてということをお聞かせになっていて、この中では、公園の活用ということですので、教育委員会では多様な主体の育成を目指して、例えば「戸山遊び場」との連携事業を実施したり、「プレリーダー養成講座」等を団体との協働で開催しているということをお答えしています。

それと6 ページの最後、新宿区議会無所属クラブの代表質問で、学校教育について聞かれています。7 ページの冒頭に、精神疾患の教員の増加、その原因や対応策。こういう事例も最近多いわけでございますけれども、答えといたしましては、中段よりちょっと上なんですけれども、教育委員会として各学校にメンタルヘルスハンドブックを配布し、教職員にメンタルヘルスの重要性及び適正な知識の普及に努めていると。なかなか苦慮しているということでございます。

7 ページの一般質問。リサイクル施策について。これは「もったいない」の精神というよ

うなことで聞かれているんですけども、それにつきましては、リサイクルの仕組みを理解するだけでなく、物を大切に作る心や態度も、確実に育まなくてはならないと考える。8ページの冒頭でございますけれども、そういうようなお答えをしています。

それと、8ページの民主党新宿区議会議員団、代表質問ですけども、これについては小中一貫教育について聞かれています。小中一貫教育ということで、品川区の事例などを引きまして、というのも、これは多分新聞などにも出ていると思いますが、品川では本格的な小中一貫教育に18年度というか、今までも検討してきているんでしょうけれども、かなり大々的にそういう方向を打ち出していまして、小中の9年間で4、3、2だと思いましたがけれども、そういう編制に変えて、小中一貫の教育の仕組みをつくるというようなことで、そのために新たな校舎を建てるというようなことも行っております。小中一貫校ということですけども。それを引用しての質問です。品川区で行われる「小中一貫教育全国サミット」に、教育委員全員に参加していただきたい。次に、小中一貫教育について教育委員会で論議したことはあるか。小中一貫教育について本格的な検討に入ってほしいと。小中一貫教育を新宿区でも進めた方がいいという立場での質問です。

答弁でございますけれども、品川区で開催予定の「小中一貫教育全国サミット」の件であるが、教育委員会としても関心があり、今後情報収集に努めていくと。こういう御答弁を申し上げますと、教育委員が参加するのかもしれないのかというようなことで再度質問されまして、それで、その後に再答弁と書いてあるのは、それに対する答弁なんですけれども、近々教育委員会の定例会がございますので、委員の方々に、こういう質問があってこういうことを要請されているということをお話いたしますというふうに答えました。それで今お話を申し上げているんですけども。品川の、ここで言っている全国サミットというのは、7月だと思いましたが。それで、まだこちらの方に具体的な案内とか来ていないんです。どういうことをやるのかということも、今の段階ではちょっとつまびらかではございませんので、新宿に招待状が来るのか来ないのかもわからないんですけども、もうちょっと情報をとってから、もう一度御相談させていただきたいと思えます。

その後、教育委員会として小中一貫教育についての論議は行っていないが、既に教育委員会の協議会で小中連携教育についての意見交換をしていると。真ん中よりもうちょっと下に書いてありますけれども、四谷地区の小中学校連絡協議会において、義務教育9年間を見通したカリキュラムづくり、教員の交流事業や合同の学習発表会を実施しており、区の小中連携教育のモデルとなっていると。

四谷の連携については一度ごらんになっていただいていると思います。連携については、今回の西戸山地区の中学校の統合でも、小学校が隣接しているので小中連携でやりたいというような話も既にしています。ただ、ここで民主党から聞かれているのは、さらにそれを進めた一貫教育ということですので、施設づくりの問題とか、もっと根本的なカリキュラムの問題とか、連携と一貫では、やはり具体的にはかなり違ってまいりますので、その辺のことについては、まだまだこれから論議が必要かなというふうに思っております。いずれにいたしましても、連携については既に新宿でも検討をしておりますので、小中連携教育の一層の充実を図るとともに、小中一貫教育についても、他の自治体の先行的実践及び研究を参考にし、研究をしていきたいと考えるというふうに答えています。

次に、「児童・生徒の安全」のための施策ということで、メール配信サービスについて聞かれています。

これについてなんですけれども、現在でも危機管理課の方で、各特別出張所単位でメール配信の仕組みができていまして、不審者情報については、今でもそういう仕組みはあります。ただ、9ページのところなんですけど、上から何行目かの、「しかし」以下なんですけれども、昨今、各学校では電話による連絡網が機能しづらくなっているという状況等もある。不審者情報を含む緊急の情報を迅速かつ的確に保護者へ伝達する手段としては、教育委員会からの発信よりも学校から直接保護者へメールを配信する仕組みが効果的かと考えており、その実効性などについて検討したいと考えると。ただの不審者情報だけに限定しないで学校から発信するような、そういうメール配信システムみたいなものをうまく立ち上げることができれば、それもまた有効な方策の一つかなという思いがございまして、そういう検討もさせていただいております。

9ページの最後、新宿区議会花マルクラブの代表質問なんですけれども、子育て支援・子どもの安全問題での地域の協力体制について。あと部活動についても聞かれています。「居場所づくり」の目的・ねらい。

そういうことにつきまして答弁なんですけれども、中段以下、原則として部活動の顧問は教員が努める。本区では、充実した活動に向けて、現在スクールスタッフ新宿として各学校の要望に応じて、部活動のできる人材、地域の人材だったりするわけなんですけれども、そういう方を確保していますと。それと、学校を活用した子どもの居場所づくりについても答えています。土曜日に、地域の企業や大学生の協力による中学生の学習教室を実施したり、地域の高齢者が集い、昔遊びや伝統工芸教室を行うなど、さまざまな事業が展開されている。こ

のようなことをお答え申し上げております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございます。

では、教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 それでは、資料をごらんいただきたいと思います。

新宿区の幼児教育のあり方検討会につきましては、前回の定例会で設置について御報告をいたしましたので、きょうは2月20日に行われました第1回検討会の状況について御説明をいたしたいと思います。

出席状況ですが、委員17名が定員なんですけど全員が出席しております。その当日の中身ですが、教育長あいさつに続きまして、要綱に基づきまして座長、副座長を選出しております。これは後で表をごらんいただきたいと思いますが、そのほか初回ということでございまして検討内容、今後の進め方についてお諮りをして、承認をいただいております。それから検討項目の審議ということで、幼児教育の意義・役割と新宿区の現状について意見交換をしております。

1枚めくっていただきたいと思います。

前回、設置についての御報告のときに、一応委員の構成については御報告しておりますが、メンバーについては一部口頭で御報告した部分もございまして、ごらんのとおり委員も確定しております。座長には互選によりまして無藤先生、白梅学園大学の学長さんでございます。副座長につきましては座長の指名ということで、無藤先生の方から吉田委員の方が指名をされました。この方は、無藤先生が文部科学省の総合施設の評価委員会で委員長をやっていたんですが、その委員会で委員をされているということもございまして紹介をいただきまして、当日は副座長として御指名されております。それから、委員については公募委員2人、ごらんのとおり私立幼稚園と公立保育園からそれぞれ出ております。それ以外については前に御案内いたしましたので、省略いたします。

それから、3番目の検討スケジュールでございまして、前回の御報告のときには9月下旬ぐらいまでというふうに御説明をしたんですが、その後いろいろと、検討期間が短いんじゃないかということもございましたので、一応11月中旬ぐらいまで、第11回までを予定しております。

もう1枚めくっていただきまして、別紙2の方です。検討会における検討内容についてということで、検討項目については、前は(1)から(6)までのがない部分を御紹介いた



しましたが、ちょっと詳細に から というような形で、 の部分もごさいますけれども、  
こういった中身で一回一回検討していくような、(1)をこの間、第1回目にやりましたが、  
(2)につきましては次回とか、そういう段取りで進めさせていただいていく予定でござい  
ます。

もとに戻っていただきまして、当日の、4番目の「検討項目の審議」における主な意見  
ということで、括弧書きで、 、 、 と先ほど検討内容についてごらんいただきましたが、  
それについて主な意見をここに掲載しております。

「子どもを取り巻く現状と課題」につきましては、子どもの育つ環境が変わってきている  
ということで、その影響として、家庭や地域の機能低下により、子どもの社会性やコミュ  
ニケーション能力が落ちているというような御指摘がございました。それから、「幼児期に  
おける教育の意義や役割」ということで、今回、私どもの検討内容についてもそうござい  
ますが、一番目については、中教審の答申でも、幼児教育は保育園や家庭・地域を含めて進  
めるということで、従来の幼稚園教育から広く考えられているという認識とともに、3番目  
の丸では、新宿区の幼児教育はこれまでもかなりの充実度を持っているが、人口減少の中で、  
せっかくある資源をどのように活用していくかが重要であると。

「新宿区における幼稚園・保育園の現状」という中では、親の働き方が変わっている中で、  
幼稚園では対応できなくて保育園に通う子どもがふえている。現状とシステムが相容れてい  
ない状況があるというような御指摘もございました。それから1つ飛ばしまして、親が働き  
やすい環境と子どもにとって必要な環境はどんなものか考えていく必要があるということと、  
あと、幼稚園や保育園の園庭開放などの利用者が多いと。母親たちはそこでのおしゃべりで  
子育ての悩みを解消していると、そういったようなご意見がございました。

今後、毎回検討会のたびに、直近の委員会でもまた御報告をさせていただきます。第1回目  
の状況について御報告させていただきました。

以上です。

櫻井委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。時間は大丈夫ですか、教育長。  
教育政策課長 もうちょっと大丈夫です。

櫻井委員長 それでは、報告1から御質問、御意見を伺いたいと思います。報告1について、  
学校選択制度による中学校補欠登録者の繰り上げについてですが、これは何かございませ  
んか。よろしいですか。

それでは、報告2はいかがでしょうか。生徒数見込みですが。

これも、特にはございませんでしょうか。よろしいですか。

報告3、18年度の給食費についてですが。

内藤委員、お願いします。

内藤委員 この際なので教えていただきたいんですが、給食費は実費と考えていいんですか。これに対して区から補助が出て、実際の1食当たりの単価というのはどのぐらいになるんですか。

櫻井委員長 学校運営課長。

学校運営課長 給食費は実費でございます。牛乳代については、国からわずかな補助が出てございますが、基本的には食材の実費、1食当たり低学年が今度は230円ですけれども、それを保護者に負担していただいております。

内藤委員 つまり、食材費は実費だということですね。

学校運営課長 食材費だけでございます。

内藤委員 わかりました。

櫻井委員長 もう1つ教えてください。中学校の単価制というのは、これは、希望者だけということなんでしょうか。

学校運営課長 中学校の方は全中学校で、1食当たり300円という取り扱いに、平成15年度から変えてございます。これは、各学校によって給食の回数も学校の方針で変わりましたので、その辺を学校の裁量と認めたいきさつから、1食単価制にした方が合理的という判断でございます。

櫻井委員長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、報告4に移りたいと思います。代表質問答弁要旨ですが、いかがでしょうか。何もございませんか。

木島委員。

木島委員 やはり小中一貫教育について質問があるわけですが、これは現在、小学校にしる中学校にしる、統合というようなことで新校舎をつくっているわけですから、やはりその時点で小・中学校を一貫教育するのがいいのか、どういうメリットがあるのか、どういうデメリットがあるのか、もう考えておかないと、これから先、また新しく統合が始まり新校舎ができるわけですから、ある程度の打ち合わせというか検討をしておかないと、あのときに一緒にしておけばよかったというようなことも起こりますし、やはりこういうことがあるからというだけでもって一貫教育にしているというわけでもないし、そこら辺のところはっか

りこれから検討していかないと、確かにいけないことだろうと思うんですけども。

櫻井委員長 それについてはいかがでしょうか。

次長、お願いします。

次長 先ほど申し上げたように、これから恐らく考えられる直近の事例としては、西戸山のことだと思います。ただ、この小中一貫ということが校舎のつくりまで一貫だということになると、中学校の改築だけではなくて小学校の校舎をどうするのかという問題も、実は出てきます。区によって、やり方がいろいろありまして、品川が多分一番徹底していると思うんですけども、中学校に合わせて小学校もそれを取り組んでしまっ、て、一体の校舎でつくるといようなことを、実は質問の事例の場合はそうなんですけれども。確か、総合体育館みたいなものも組み込んで、全体で八十何億か何かの建物をつくるというように記事に出ていましたけれども、そんなことまで考えている。それを幾つか、体育館はともかくとして小中一貫校、物理的にも一貫校を幾つかつくってしまうというように考えているようなんですね。

ただ、じゃ、どこもみんなそうかという、と、必ずしもそうでもありませんで、小学校と中学校は今までどおりの学校を使って、それで一貫教育というふうに称している。それを小中一貫というふうな言い方をしているところもあるようです。この小学校とこの中学校の組み合わせで一貫教育と。

櫻井委員長 それは同じ品川区ですか。

次長 いや、品川区ではなくて、ほかの区の事例であるようです。

いろいろなやり方が多分あると思いますので、そういう施設面のことと、それと品川の場合には、いわゆる教育課程、そういったものも区の中で全く独自に指導要領的なものも含めてつくったというようにも聞いておりますので、そこまで徹底してやる必要があるのか、そこまでいなくてもやりようがあるのか。いろいろなことを考えていく必要があると思います。

当面は、西戸山のときにそこまで踏み込んでいけるかどうかわかりませんが、そういう検討も考えてみたい。今でも連携ということは、既にやっているわけでございまして、その連携の範疇でどこまでできるのかということも含めて考えてみたいというふうに思います。

櫻井委員長 よろしいですか。

木島委員。

木島委員 結局、時代の流れもあるんでしょうけれども、そういう小学校・中学校の位置的な関係とか建てかえとかということも、もちろんなんですけれども、やはり非常に少子化が進んでいるということで、こういう問題が出てくると思うんです。何校も合わせても1つの学校で1学年が2クラスだとか、そういう少ないのが実際に子どもたちのためにいいのかどうか。昔みたいに物理的に小学校で1学年が4クラス以上あったりして、小学校だけで千人以上いる、そういう時代と今の時代が違うわけだから、そういうような考えが出てきて当然な時代だろうと思うんですね。

そうすると、やはり新宿としても少子化が非常に進んでいるわけですから、当然早いうちにそこら辺の他区の対応だとか、そういうこともあわせて、いいところ、悪いところを検討する方が、それこそさっきの夏休みの件ではないけれども、検討する期間を長く持つということでも必要ではないかと思います。

櫻井委員長 教育長。

教育長 そこら辺の検討は、できるだけ早目早目に。やはり、いいものはどこまでできるかということも含めて、早目早目の検討をしていきたいと思っています。

櫻井委員長 それこそ、これをもし実施するとなると、大変な改革ということになってしまいますが、本当に、早めに、広く、十分に討論して、意見を汲み取らなければいけない問題ですね。しかも4、3、2になんてなったら、これはもう覆ることになってしまいますから。次長 学区制改革みたいなものですね。

櫻井委員長 ですよ。ですから、十分な討論をお願いしたいと思いますけれども、他区がやっているからということではなくて、新宿区には何が必要なのかということで、ぜひお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それと、メール配信サービスというのは、これはどの家庭にもパソコンがあるという前提になるわけですか。

教育政策課長。

教育政策課長 パソコンと、あと考えられるのは携帯電話ということになります。すべてであることが前提ということではなくて、加入できる方には極力加入していただくというのが、今の特別出張所を起点にやっております危機管理課のメール配信サービスもございますし、この質問はN E Cの新しいシステムをとらえておっしゃったわけですが、基本的に、なるべく多くの方に加入していただくというのがスタンスだと思いますが、それがすべてが

前提だということではないと思います。

櫻井委員長 携帯にしる、パソコンにしる、持てない御事情の家庭もあろうと思いますので。

ほかにいかがでしょうか。ないですか。報告4はよろしいでしょうか。

では、報告5はいかがでしょうか。幼児教育のあり方検討会です。

木島委員、お願いします。

木島委員 これは幼児教育のあり方検討会の内容にふさわしいのかどうかわからないんですけども、幼児教育でいつも問題になるのは、やはり母親たちのコミュニケーションの問題が大きいと思うんですね。往々にして事故が起こるのは、母親同士がうまくいかないとか、そういうことがあるわけですから、そこら辺も十分に検討していただいて、母親同士のコミュニケーションのとり方はどういうようなものか、そこら辺もついでに検討していただくと助かるんですが。

櫻井委員長 いかがでしょうか。

教育政策課長。

教育政策課長 特に母親同士ということではございませんが、検討内容の中で最後の方に挙げておりますが、6番目、「家庭・地域と連携した子育て」の中で、そういった観点も取り上げて検討してまいりたいというふうに考えております。

櫻井委員長 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。

では、よろしいですか。ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告6、その他となっておりますが、事務局から何かございますか。

教育政策課長 ございません。

櫻井委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

櫻井委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時25分閉会